

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成6年3月25日  
規則第20号

改正	平成6年10月17日規則第105号	平成9年3月31日規則第22号
	平成9年5月31日規則第98号	平成10年6月16日規則第94号
	平成12年3月31日規則第159号	平成12年9月29日規則第270号
	平成13年1月5日規則第1号	平成13年3月30日規則第27号
	平成14年3月29日規則第37号	平成16年5月11日規則第100号
	平成17年3月4日規則第2号	平成18年3月31日規則第51号
	平成22年3月24日規則第17号	平成22年3月31日規則第45号
	平成23年3月31日規則第24号	平成25年3月29日規則第43号
	平成28年3月11日規則第15号	平成30年3月30日規則第41号
	令和元年7月26日規則第18号	令和2年2月12日規則第6号
	令和2年3月31日規則第60号	令和3年3月31日規則第34号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年北海道規則第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第1条の2 法第8条第2項に規定する申請書の様式は、[別記第1号様式](#)とする。

**追加（平成12年規則270号）**

（一般廃棄物処理施設の許可証）

第1条の3 知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、[別記第2号様式](#)による許可証を交付するものとする。

**追加（平成12年規則270号）**

（一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え交付）

第2条 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。）は、省令第5条の4の2第1項第6号に規定する変更に係る届出により、交付を受けた許可証の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 法第9条の5第1項の許可を受けて一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る許可証の書換え交付を申請することができる。

3 法第9条の6第1項の認可を受けて一般廃棄物処理施設設置者の地位を承継した法人は、合併又は分割により承継した一般廃棄物処理施設に係る許可証の書換え交付を申請することができる。

4 法第9条の7第2項の規定による届出を行った者は、相続した一般廃棄物処理施設に係る許可証の書換え交付を申請することができる。

5 前各項の規定による申請は、[別記第3号様式](#)の一般廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、書換え交付を申請する者は、当該申請書に当該許可証を添えなければならない。

6 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

**追加（平成10年規則94号）、一部改正（平成12年規則270号・13年27号・22年17号・令和3年34号）**

（一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付等）

第3条 一般廃棄物処理施設設置者は、交付を受けた許可証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、[別記第4号様式](#)の一般廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を知事に提出することによってなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、当該申請書に破損し、又は汚損した当該許可証を添えなければならない。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

4 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

**一部改正（平成10年規則94号・12年270号・令和3年34号）**

(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)

第4条 一般廃棄物処理施設設置者は、当該許可を取り消されたとき又は当該施設を廃止したときは、直ちに当該許可証を知事に返納しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第4条の2 省令第4条の4第1項に規定する申請書の様式は、[別記第5号様式](#)とする。

*追加(平成12年規則270号)*

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

第4条の2の2 省令第4条の4の2に規定する申請書の様式は、[別記第5号様式の2](#)とする。

*追加(平成23年規則24号)*

(一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知)

第4条の2の3 省令第4条の4の4に規定する検査の結果を通知する書面の様式は、[別記第5号様式の3](#)とする。

*追加(平成23年規則24号)*

(特定一般廃棄物最終処分場に係る報告)

第4条の3 省令第4条の17に規定する報告書の様式は、[別記第6号様式](#)とする。

*追加(平成12年規則270号)*

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第4条の4 省令第5条の3第1項に規定する申請書の様式は、[別記第7号様式](#)とする。

*追加(平成12年規則270号)*

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第4条の5 省令第5条の4の2第1項又は第5条の9の2第1項(省令第5条の10の12において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する届出書の様式は、[別記第8号様式](#)とする。

*追加(平成12年規則270号)、一部改正(平成28年規則15号)*

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第4条の6 省令第5条の5第1項又は第5条の10第1項に規定する届出書の様式は、[別記第9号様式](#)とする。

*追加(平成12年規則270号)*

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第4条の7 省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)又は第5条の10の2第1項に規定する申請書の様式は、[別記第9号様式の2](#)とする。

2 省令第5条の5の2の2第1項に規定する申請書の様式は、[別記第10号様式](#)とする。

*追加(平成12年規則270号)、一部改正(平成23年規則24号・令和元年18号)*

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第4条の7の2 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書の様式は、[別記第10号様式の2](#)とする。

*追加(平成23年規則24号)*

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定証の交付)

第4条の7の3 知事は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、[別記第10号様式の3](#)の熱回収施設設置者認定証を交付するものとする。

*追加(平成23年規則24号)*

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第4条の7の4 省令第5条の5の10第1項に規定する届出書の様式は、[別記第10号様式の4](#)とする。

*追加(平成23年規則24号)*

(熱回収に関する報告)

第4条の7の5 省令第5条の5の11第1項に規定する報告書の様式は、[別記第10号様式の5](#)とする。

*追加(平成23年規則24号)*

(市町村等の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第4条の8 法第9条の3第1項又は第9条の3の3第1項の規定による届出は、[別記第11号様式](#)の一般廃棄物処理施設設置届出書によるものとする。

*追加(平成12年規則270号)、一部改正(平成28年規則15号)*

(市町村等の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第4条の9 省令第5条の8第1項(省令第5条の10の10において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する届出書の様式は、[別記第12号様式](#)とする。

*追加(平成12年規則270号)、一部改正(平成28年規則15号)*

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第4条の10 省令第5条の11第1項に規定する申請書の様式は、[別記第13号様式](#)とする。

*追加(平成12年規則270号)*

(一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請)

第4条の11 省令第5条の12第1項に規定する申請書の様式は、[別記第14号様式](#)とする。

*追加(平成12年規則270号、一部改正(平成13年規則27号))*

(一般廃棄物処理施設の設置者の相続の届出)

第4条の12 省令第6条第1項に規定する届出書の様式は、[別記第15号様式](#)とする。

*追加(平成12年規則270号)*

(産業廃棄物再生利用業の指定の申請等)

第5条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「再生利用業指定」という。)を受けようとする者は、

[別記第16号様式](#)の再生利用業指定申請書により、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、再生利用業指定に、5年を超えない範囲内において期限を付するものとする。
- 3 知事は、再生利用業指定に、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 4 知事は、再生利用業指定をしたときは、当該再生利用業指定を受けた者（以下「再生利用業指定業者」という。）に対し、[別記第17号様式](#)の再生利用業指定証を交付するものとする。
- 5 再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、[別記第18号様式](#)の再生利用業変更指定申請書により、知事に申請しなければならない。ただし、当該変更が当該事業の範囲の一部を廃止するものであるときは、この限りでない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項本文の事業の範囲の変更の指定について準用する。
- 7 再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、[別記第19号様式](#)の再生利用業指定変更届により、遅滞なく知事に届け出なければならない。
  - (1) 住所
  - (2) 氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）
  - (3) 事務所又は事業場の所在地
  - (4) 再生利用の目的
  - (5) 再生利用の方法
  - (6) 取引関係
- 8 再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る事業の範囲の全部若しくは一部を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業を再開したときは、[別記第20号様式](#)の再生利用業事業廃止（休止、再開）届により、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、再生利用業指定に係る事業の範囲の全部を廃止したときは、当該届出書に当該指定証を添えなければならない。
- 9 第1項及び第5項の規定による申請並びに前項前段の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

*一部改正（平成10年規則94号・12年270号・令和3年34号）*

（再生利用業指定証の書換え交付）

第6条 再生利用業指定業者は、前条第7項に規定する変更の届出又は同条第8項に規定する事業の範囲の一部廃止の届出により、交付を受けた指定証の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、[別記第21号様式](#)の再生利用業指定証書換え交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、書換え交付を申請する者は、当該申請書に当該指定証を添えなければならない。
- 3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

*追加（平成10年規則94号）、一部改正（平成12年規則270号・22年17号・令和3年34号）*

（再生利用業指定証の再交付等）

第7条 再生利用業指定業者は、交付を受けた指定証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その再交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、[別記第22号様式](#)の再生利用業指定証再交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、当該申請書に破損し、又は汚損した当該指定証を添えなければならない。
- 3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。
- 4 再生利用業指定業者は、指定証の再交付を受けた後において、亡失した指定証を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

*追加（平成10年規則94号）、一部改正（平成12年規則270号・令和3年34号）*

（産業廃棄物再生利用業の一般指定）

第8条 [別表](#)の左欄に掲げる産業廃棄物を排出する事業者から当該産業廃棄物を無償で引き取り、当該産業廃棄物のみを利用してその種類ごとに同表の右欄に掲げる再生利用を業として行う者又はその再生利用に供するために当該産業廃棄物のみを収集若しくは運搬を業として行う者は、再生利用業指定業者とみなす。

*一部改正（平成10年規則94号）*

（産業廃棄物処理業等の許可証の書換え交付）

第9条 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）は、省令第10条の10第2項又は第10条の23第2項に規定する一部の廃止又は変更の届出により、交付を受けた許可証の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、[別記第23号様式](#)の産業廃棄物処理業等許可証書換え交付申請書を知事に提出することによってなければならない。この場合において、書換え交付を申請する者は、当該申請書に当該許可証を添えなければならない。
- 3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

*追加（平成10年規則94号）、一部改正（平成12年規則270号・16年100号・22年17号・令和3年34号）*

（産業廃棄物処理業等の許可証の再交付等）

第10条 産業廃棄物処理業者等は、交付を受けた許可証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その再交付を申請す



ることができる。

2 前項の規定による申請は、[別記第24号様式](#)の産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、当該申請書に破損し、又は汚損した当該許可証を添えなければならない。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

4 産業廃棄物処理業者等は、許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

*一部改正（平成10年規則94号・12年270号・令和3年34号）*

（産業廃棄物処理業者等の事業の休止等の届出）

第11条 産業廃棄物処理業者等は、事業を休止し、又は休止した事業を再開したときは、[別記第25号様式](#)の産業廃棄物処理業者等事業休止（再開）届により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

*一部改正（平成10年規則94号・12年270号）*

（産業廃棄物処理業等の許可証の返納）

第12条 産業廃棄物処理業者等は、当該許可を取り消されたとき又は当該事業を廃止したときは、直ちに当該許可証を知事に返納しなければならない。

*一部改正（平成10年規則94号）*

（産業廃棄物処理施設設置許可証の書換え交付）

第13条 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。）は、省令第12条の10の2第1項第5号に規定する変更に係る届出により、交付を受けた許可証の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可を受けて産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る許可証の書換え交付を申請することができる。

3 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の認可を受けて産業廃棄物処理施設設置者の地位を承継した法人は、合併又は分割により承継した産業廃棄物処理施設に係る許可証の書換え交付を申請することができる。

4 法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定による届出を行った者は、相続した産業廃棄物処理施設に係る許可証の書換え交付を申請することができる。

5 前各項の規定による申請は、[別記第3号様式](#)の産業廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、書換え交付を申請する者は、当該申請書に当該許可証を添えなければならない。

6 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

*追加（平成10年規則94号）、一部改正（平成12年規則270号・13年27号・16年100号・22年17号・23年24号・令和3年34号）*

（産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付等）

第14条 産業廃棄物処理施設設置者は、交付を受けた許可証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、[別記第4号様式](#)の産業廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、当該申請書に破損し、又は汚損した当該許可証を添えなければならない。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

4 産業廃棄物処理施設設置者は、許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

*一部改正（平成10年規則94号・12年270号・令和3年34号）*

（産業廃棄物処理施設設置許可証の返納）

第15条 産業廃棄物処理施設設置者は、当該許可を取り消されたとき又は当該施設を廃止したときは、直ちに当該許可証を知事に返納しなければならない。

*一部改正（平成10年規則94号）*

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第15条の2 省令第12条の7の17第2項の届出書の様式は、[別記第25号様式の2](#)とする。

2 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、[別記第25号様式の3](#)の産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書によってしなければならない。

3 前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

4 第1項及び第2項に規定する届出書を受理した場合に当該届出者に交付する省令第12条の7の17第4項の受理書の様式は、[別記第25号様式の4](#)とする。

*追加（平成16年規則100号）、一部改正（平成23年規則24号・令和3年34号）*

（欠格要件に係る届出）

第15条の3 省令第5条の5の3、第5条の5の3の2第2項、第10条の10の3、第10条の10の3の2第1項、第10条の24、第10条の24の2第1項、第12条の11の3及び第12条の11の3の2第1項に規定する届出書の様式は、[別記第25号様式の5](#)とする。

追加（平成18年規則51号）、一部改正（平成23年規則24号・令和2年6号）

（最終処分場に係る届出台帳の閲覧請求）

第16条 法第19条の12第3項の請求は、[別記第26号様式](#)の最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧請求書によってしなければならない。

2 前項に規定する請求書は、当該請求書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

一部改正（平成10年規則94号・12年270号・16年100号・18年51号・30年41号・令和3年34号）

（廃棄物再生事業者の登録の申請等）

第17条 政令第17条第1項の申請書の様式は、[別記第27号様式](#)とする。

2 政令第19条の登録証明書の様式は、[別記第28号様式](#)とする。

3 政令第20条の規定による変更の届出は、[別記第29号様式](#)の登録廃棄物再生事業者登録事項変更届によってしなければならない。

4 政令第21条の規定による休廃止等の届出は、[別記第30号様式](#)の登録廃棄物再生事業者事業場廃止（休止、再開）届によってしなければならない。この場合において、当該届出（事業場の廃止に係るものに限る。）をする者は、その登録証明書を知事に返納しなければならない。

5 法第20条の2第1項の登録を受けた者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）は、政令第22条の規定により登録を取り消されたときは、直ちに当該登録証明書を知事に返納しなければならない。

一部改正（平成10年規則94号・12年270号・14年37号・16年100号・18年51号）

（廃棄物再生事業者登録証明書の書換え交付）

第18条 登録廃棄物再生事業者は、政令第20条に規定する変更の届出により、交付を受けた登録証明書の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、[別記第31号様式](#)の廃棄物再生事業者登録証明書書換え交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、書換え交付を申請する者は、当該申請書に当該登録証明書を添えなければならない。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

追加（平成10年規則94号）、一部改正（平成12年規則270号・14年37号・16年100号・18年51号・22年17号・令和3年34号）

（廃棄物再生事業者登録証明書の再交付等）

第19条 登録廃棄物再生事業者は、交付を受けた登録証明書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、[別記第32号様式](#)の廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書を知事に提出することによってなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、当該申請書に破損し、又は汚損した当該登録証明書を添えなければならない。

3 前項前段の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

4 登録廃棄物再生事業者は、登録証明書の再交付を受けた後において、亡失した登録証明書を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

追加（平成10年規則94号）、一部改正（平成12年規則270号・令和3年34号）

（事故時の措置等の届出）

第19条の2 法第21条の2第1項の規定による届出は、[別記第32号様式の2](#)の特定処理施設における事故時の措置等届出書によってしなければならない。

2 前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

追加（平成18年規則51号）、一部改正（令和3年規則34号）

（産業廃棄物の処分実績の報告等）

第20条 政令第6条の4第1号に掲げる事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処分（再生することを含む。）に関し、産業廃棄物の種類ごとに[別記第33号様式](#)の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者が、法第12条の2第8項の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を置いたとき、又は自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となったときは、それらの日から30日以内に、[別記第34号様式](#)の特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更・廃止）報告書を知事に提出しなければならない。特別管理産業廃棄物管理責任者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

3 第1項の規定は、産業廃棄物処分業者（政令第6条の4第1号に掲げる事業者である産業廃棄物処分業者を除く。）が行う産業廃棄物の処分及び特別管理産業廃棄物処分業者（同号に掲げる事業者である特別管理産業廃棄物処分業者を除く。）が行う特別管理産業廃棄物の処分に関する報告書の提出について準用する。

4 法第15条の2の5の規定による届出を行った産業廃棄物処理施設設置者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該施設における一般廃棄物の処分（再生することを含む。）に関し、一般廃棄物の種類ごとに[別記第35号様式](#)の一般廃棄物処分実績報告書を知事に提出しなければならない。

5 第2項又は前項の報告書の提出は、当該報告書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

追加（平成13年規則27号）、一部改正（平成14年規則37号・16年100号・23年24号・令和2年60号・3年34号）

号)

(書類の経由等)

第21条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、廃棄物処理施設（当該廃棄物処理施設がない場合にあっては、事業者の事務所又は事業場。以下「廃棄物処理施設等」という。）の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長（道内に廃棄物処理施設等がない場合にあっては、主に事業が行われる区域を所管する総合振興局長又は振興局長）を経由しなければならない。ただし、第5条第1項、第5項、第7項及び第8項、第6条第2項、第7条第2項、第18条第2項、第19条第2項並びに前条第1項、第3項及び第4項並びに法第12条第9項及び第10項、第12条の2第10項及び第11項並びに第12条の3第7項並びに政令第17条第1項、第20条及び第21条の規定により提出する書類については、この限りでない。

2 前項の書類の提出部数は、法第9条の3第1項及び第9条の3の3第1項並びに省令第4条の17、第5条の5の5第1項、第5条の5の10第1項、第5条の5の11第1項、第5条の8第1項、第5条の9の2第1項、第5条の10第1項及び第5条の10の2第1項の規定により提出する書類にあっては正副2部、その他の書類にあっては1部とする。ただし、政令第5条の2及び第7条の2に規定する施設に係る法第8条第2項及び第15条第2項並びに省令第5条の3第1項及び第12条の9第1項の規定により提出する書類にあっては、正本は1部、副本は知事が別に定める部数とする。

3 この規則の規定に基づき書類の提出をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行う場合における前項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する部数の書類の提出があったものとみなす。

一部改正（平成6年規則105号・9年22号・98号・10年94号・12年270号・13年27号・16年100号・18年51号・22年45号・23年24号・28年15号・令和3年34号）

附 則

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成4年厚生省令第46号。以下「改正省令」という。）による改正前の省令第9条第3号又は改正省令による改正後の省令第9条第2号若しくは第10条の3第2号の指定を受けている者は、再生利用業指定業者とみなし、その指定の期限はこの規則の施行の日から起算して5年を経過した日とする。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、平成6年5月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成6年10月17日規則第105号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第22号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月31日規則第98号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成10年6月16日規則第94号）

1 この規則は、平成10年6月17日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、平成10年8月16日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成12年3月31日規則第159号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成12年9月29日規則第270号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1号）

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成13年3月30日規則第27号）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成14年3月29日規則第37号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成16年5月11日規則第100号）

1 この規則は、公布の日から施行する。



- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月4日規則第2号）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成18年3月31日規則第51号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条の2第1項の規定の適用については、平成18年9月30日までの間は、同項中「第9条の2第3項各号」とあるのは「第9条の2第3項各号（第3号を除く。）」と、「第10条の4第3項各号」とあるのは「第10条の4第3項各号（第3号を除く。）」とする。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第24号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成25年3月29日規則第43号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成28年3月11日規則第15号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第8号様式、別記第12号様式又は別記第25号様式の2の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第8号様式、別記第12号様式及び別記第25号様式の2の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成30年3月30日規則第41号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第26号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第26号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和元年7月26日規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和2年2月12日規則第6号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第27号様式末尾欄外添付書類7の事項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和2年3月31日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日から令和2年6月30日までの間に限り、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記第33号様式の規定にかかわらず、この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記第33号様式又は別記第35号様式の

規定により作成した用紙を使用することができる。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則別記第36号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第35号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別表（第8条関係）

産業廃棄物の種類	再生利用
1 汚泥のうち有機性汚泥（有害物質を含むもの及び下水道汚泥を除く。）	たい肥としての利用又は肥料の製造
2 廃油（特別管理産業廃棄物を除く。）	燃料としての利用又は再生油の製造
3 廃プラスチック類のうち廃タイヤ	燃料としての利用又は再生タイヤの製造
4 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの並びに貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもので、PCBが染み込んだものを除いたものに限る。）	燃料若しくは家畜の敷料としての利用又は燃料、建材、肥料若しくは製紙用チップの製造
5 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	飼料若しくはたい肥としての利用又は飼料若しくは肥料の製造
6 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）	たい肥としての利用

備考 「有害物質を含むもの」とは、乾物1キログラムにつき<sup>ひ</sup>砒素含有量50ミリグラムを超えるもの、カドミウム含有量5ミリグラムを超えるもの若しくは水銀含有量2ミリグラムを超えるもの又は金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1各項の第1欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第2欄に掲げる基準に適合しないものをいう。

一部改正（平成10年規則94号・13年1号・22年17号・令和元年18号）

別記第1号様式（第1条の2関係）



(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種 類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石棉含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
着 工 予 定 年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		
※許 可 の 年 月 日		
※許 可 番 号		
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容積）		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処 理 方 法 （排出の方法（排出口の位置、排出先等を含

	む。)を含む。	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		

(日本産業規格 A4)

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

申請者		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所

(法人である場合)			
(ふりがな) 名	が	な	所
	住		
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 法人の名称		住	所
(ふりがな) 役員の氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		




(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割	合	住


政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 正本1部を提出すること。ただし、政令第5条の2に規定する施設にあっては、正本1部、副本は別に定める部数とする。

※手数料欄

追加（平成12年規則270号）、一部改正（平成16年規則100号・23年24号・25年43号・令和元年18号・2年6号）

一般廃棄物処理施設設置変更許可証

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項  
第9条第1項の規定により、設置  
変更の許可を受けた

一般廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 印

許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
施設の種別及び 処 理 す る 一般廃棄物の種別			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
許可を受けている ことを証する 書類の提出の有無	有 ・ 無		
留 意 事 項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本産業規格 A4)

追加（平成12年規則270号）、一部改正（平成18年規則51号・令和元年18号）

別記第3号様式（第2条、第13条関係）



一般（産業）廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

一般（産業）廃棄物処理施設設置許可証の書換え交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条第1項（第2条第2項、第2条第3項、第2条第4項、第13条第1項、第13条第2項、第13条第3項、第13条第4項）の規定により、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
施設の種類及び処理する廃棄物の種類			
設 置 場 所			
書換え交付申請の理由			
	変 更 前	変 更 後	
変 更 事 項	住 所		
	氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	処 理 能 力		

添付書類 一般（産業）廃棄物処理施設設置許可証

（日本産業規格 A4）

追加（平成10年規則94号）、一部改正（平成12年規則270号・13年27号・22年17号・令和元年18号）

別記第4号様式（第3条、第14条関係）

一般（産業）廃棄物処理施設設置許可証  
再交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及  
び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

一般（産業）廃棄物処理施設設置許可証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条第1項（第14条第1項）の規定により、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
施設の種類及び処理する廃棄物の種類	
設 置 場 所	
処 理 能 力	
再交付申請の理由	破 損・汚 損・亡 失
	具体的理由

添付書類 一般（産業）廃棄物処理施設設置許可証（破損又は汚損の場合のみ）

（日本産業規格 A4）

一部改正（平成10年規則94号・12年270号・令和元年18号・3年34号）

別記第5号様式（第4条の2関係）

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及  
び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(第9条第2項において準用する同法第8条の2第5項)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面を添えて申請します。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣工 <small>しゅん</small> の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受 付 欄	

(日本産業規格 A4)

追加(平成12年規則270号)、一部改正(平成23年規則24号・令和元年18号)

別記第5号様式の2(第4条の2の2関係)



一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	
※手数料欄	

(日本産業規格 A4)

追加(平成23年規則24号)、一部改正(令和元年規則18号)

別記第5号様式の3(第4条の2の3関係)

定期検査結果通知書

年 月 日

住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

北海道知事

印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務連絡欄	

(日本産業規格 A4)

追加（平成23年規則24号）、一部改正（令和元年規則18号）

別記第6号様式（第4条の3関係）

特定一般廃棄物最終処分場状況報告書（ 年度）

年 月 日

北海道知事 様

報告者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	
埋立処分終了予定年月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※事 務 処 理 欄	
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。	

（日本産業規格 A4）

追加（平成12年規則270号）、一部改正（平成13年規則1号・令和元年18号）

別記第7号様式（第4条の4関係）

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容積）	変 更 後	変 更 前
		$m^3 / 日 ( ) 時間$ $t / 日 ( ) 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$	$m^3 / 日 ( ) 時間$ $t / 日 ( ) 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$
		面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	

※許 可 番 号	
※事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A4)

(第2面)

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
		住 所	
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住 所	
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
		住 所	
(法人である場合)			
(ふ り が な) 法 人 の 名 称		住 所	




(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称			割	住

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については次の図面等を含むこと。



- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
  - 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
  - 8 正本1部を提出すること。ただし、政令第5条の2に規定する施設にあっては、正本1部、副本は別に定める部数とする。

※手数料欄

追加（平成12年規則270号）、一部改正（平成13年規則1号・16年100号・23年24号・25年43号・令和元年18号・2年6号）

別記第8号様式（第4条の5関係）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕  
〔市町村にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項（第9条の3第11項（第9条の3の3第3項）において準用する同法第9条第3項）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種 類			
許可の年月日及び許可番号 又は届出の年月日			
変更の 内容	△ 軽 微 な 変 更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の4に掲げる事項の変更（同条第6号関係を除く。）		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		役職名・呼称	住 所

廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日
※事務処理欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

(日本産業規格 A4)

追加(平成12年規則270号)、一部改正(平成23年規則24号・25年43号・28年15号・令和元年18号)

別記第9号様式(第4条の6関係)

(表)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名  
市町村にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(第9条の3第11項において準用する同法第9条第4項)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出年月日	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m <sup>2</sup> 埋立ての深さ m 覆土の厚さ m
※事務処理欄	

(日本産業規格 A4)

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年	月	日
埋立処分終了年月日	年	月	日
埋め立てた廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状	種	類	数量（m <sup>3</sup> ） 性 状
添付書類及び図面	1 埋立終了時の当該最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該最終処分場の周辺の地図 3 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類 4 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面 5 水銀処理物を埋め立てた場合は、当該水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面		
備考	※の欄は記入しないこと。		

追加（平成12年規則270号）、一部改正（平成23年規則24号・令和元年18号）

別記第9号様式の2（第4条の7関係）

(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕  
〔市町村にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（第9条の2の3第2項、第9条の3第11項において準用する同法第9条第5項）の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		
埋め立てた一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		

(日本産業規格 A4)

(裏)

悪臭の発散防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li> <li>2 当該処分場の周辺の地図</li> <li>3 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類</li> <li>4 申請の直前2年以上にわたり行った最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類</li> <li>5 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面</li> <li>6 基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、当該基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面</li> <li>7 その他参考となる書類又は図面</li> </ol>
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ※の欄は記入しないこと。</li> <li>2 地下水等とは、最終処分基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。</li> <li>3 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。</li> <li>4 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。</li> </ol>

追加（平成12年規則270号）、一部改正（平成13年規則1号・23年24号・令和元年18号）

別記第10号様式（第4条の7関係）



(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕  
〔市町村にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（第9条の2の3第2項、第9条の3第11項において準用する同法第9条第5項）の規定により、一般廃棄物最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるもの）の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	
埋め立てた水銀処理物の数量 (m <sup>3</sup> )	
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	
埋立処分終了年月日	

(日本産業規格 A4)

(裏)

悪臭の発散防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の覆いの厚さ、材料及び強度	
埋立地の外周仕切設備に講じた措置の内容	
※事務処理欄	
添付書類及び図面	1 当該処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該処分場の周辺の地図 3 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類 4 水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面 5 その他参考となる書類又は図面
備考	1 ※の欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、最終処分基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 3 覆いとは、最終処分基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいう。 4 外周仕切設備とは、最終処分基準省令第1条の2第1項第3号の規定による外周仕切設備をいう。

追加（令和元年規則18号）

別記第10号様式の2（第4条の7の2関係）

(表)  
熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※認定の年月日		年 月 日
※認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
※事務処理欄		

(日本産業規格 A4)

(裏)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 7 正本1部、副本1部を提出すること。

※手数料欄

追加（平成23年規則24号）、一部改正（令和元年規則18号）

別記第10号様式の3（第4条の7の3関係）

熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所  
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

北海道知事

印

認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止したとき、又は休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

(日本産業規格 A4)

追加(平成23年規則24号)、一部改正(令和元年規則18号)

別記第10号様式の4(第4条の7の4関係)

熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日
※事務処理欄		
備考		
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする</p>		

(日本産業規格 A4)

追加(平成23年規則24号)、一部改正(令和元年規則18号)

別記第10号様式の5(第4条の7の5関係)



熱 回 収 報 告 書

年 月 日

北海道知事 様

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年 3月31日までの年間の熱回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	

(日本産業規格 A4)

追加(平成23年規則24号)、一部改正(令和元年規則18号)

別記第11号様式(第4条の8関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕  
〔市町村にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項(第9条の3の3第1項)の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(一般廃棄物の最終処分場であり、かつ、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
着工予定年月日		
使用開始予定年月日		
※届出年月日		
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容積)		$m^3 / 日 ( ) 時間$ $t / 日 ( ) 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 面積 $m^2$ 埋立容積 $m^3$
△一般廃棄物処理施設等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		

## (第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

届出者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人 (届出者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 法人の名称		住	所
(ふりがな) 役員の氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
役員 (届出者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合	住	所

政令第4条の7に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。  
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 正本1部、副本1部を提出すること。

追加（平成12年規則270号）、一部改正（平成28年規則15号・令和元年18号・2年6号）

別記第12号様式（第4条の9関係）

(表)

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕  
〔市町村にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項（第9条の3の3第3項において準用する同法第9条の3第8項）の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容積）	変 更 後	変 更 前
		m <sup>3</sup> /日（ ）時間	m <sup>3</sup> /日（ ）時間
		t /日（ ）時間	t /日（ ）時間
		m <sup>3</sup> /時間	m <sup>3</sup> /時間
t /時間	t /時間		
面積	m <sup>2</sup>	面積	m <sup>2</sup>
埋立容量	m <sup>3</sup>	埋立容量	m <sup>3</sup>
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	

(日本産業規格 A4)

(表)

※事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>※欄は記入しないこと。</li><li>一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。</li><li>△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については次の図面等を含むこと。<ol style="list-style-type: none"><li>一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li><li>排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図</li><li>排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値</li><li>排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値</li><li>放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値</li></ol></li><li>△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</li><li>変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</li><li>正本1部、副本1部を提出すること。</li></ol>	

追加（平成12年規則270号）、一部改正（平成13年規則1号・23年24号・28年15号・令和元年18号）

別記第13号様式（第4条の10関係）

(第1面)

一般廃棄物処理施設<sup>譲受け</sup>許可申請書  
<sup>借受け</sup>

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の<sup>譲受け</sup>の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
<sup>借受け</sup>

譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

(日本産業規格 A4)

(第2面)

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所	
		住 所	



(法人である場合)		
(ふりがな) 氏名		住所
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 法人の名称		住所
(ふりがな) 役員の氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員 (申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所


(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株	出資の額				
		本	籍			
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	割	合	住	所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
備考			
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</p> <p>3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。</p> <p>4 正本1部を提出すること。</p>			
※手数料欄			

追加（平成12年規則270号）、一部改正（平成16年規則100号・23年24号・25年43号・令和元年18号・2年6号）

別記第14号様式（第4条の11関係）

(第1面)

合併・分割認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

名 称

住 所

代表者の氏名

電 話 番 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物の処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	
※事務処理欄	

(日本産業規格 A4)





## (第4面)

⑬合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物の処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となるもの

発行済株式の 総数	株	出資の額	本 籍	
			本 住	籍 所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合		

⑭合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物の処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
役職名・呼称		住 所

## 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 3 ⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 5 正本1部を提出すること。

## ※手数料欄

追加（平成12年規則270号）、一部改正（平成13年規則27号・16年100号・22年17号・23年24号・令和元年18号）

W別記第15号様式（第4条の12関係）

(表)

相 続 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

(日本産業規格 A4)

(裏)

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所



法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本 住	籍 所
（法人である場合）			
（ふりがな） 法人の名称		住	所
（ふりがな） 役員の氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			

追加（平成12年規則270号）、一部改正（平成16年規則100号・25年43号・令和元年18号・2年6号）

別記第16号様式（第5条関係）

(表)

再生利用業指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及  
び代表者の氏名)

電話番号 ( )

再生利用業指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条  
第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業の 範 囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地	事 務 所	電話番号 ( )
	事 業 場	電話番号 ( )
再 生 利 用 の 目 的		
再生 利用 の 方 法	再生利用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所及び能 力	
	再生利用の用に供する施設の 方式、構造及び設備の概要	
取引	排出者の氏名又は名称及び住 所	
	再生活用業者の氏名又は名称 及び住所	
関係	再生輸送業者の氏名又は名称 及び住所	
	再生活用により得られる有用 物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日

(日本産業規格 A4)

(裏)

- 注1 再生活用とは、産業廃棄物の再生利用を自ら行うために当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことをいうこと。
- 2 再生輸送とは、再生利用を行う者のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいうこと。
- 3 「取り扱う産業廃棄物の種類」欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に定める種類別に記載すること。
- 4 添付書類の用紙の寸法は、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4縦長とすること。

#### 添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
  - 2 取引関係を記載した書類
  - 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
  - 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
  - 5 当該事業に係る取引が確実に行われることを確認できる覚書き等
  - 6 申請者が法人である場合には、その法人の定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書
  - 7 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
  - 8 申請者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し
  - 9 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記した書類
  - 10 再生活用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図
  - 11 再生活用の用に供する施設の所有権又は使用権を有することを証する書類
  - 12 再生輸送の用に供する運搬車両の自動車車検証の写し
  - 13 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
  - 14 事務所、事業場等の付近の見取り図・住宅地図の写し等  
一部改正（平成12年規則270号・13年27号・14年37号・16年100号・17年2号・令和元年18号）
- 別記第17号様式（第5条関係）

再生利用業指定証

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号(第10条の3第2号)の指定を受けた者であることを証明します。

年 月 日

北海道知事

印

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別
	取り扱う産業廃棄物の種類
再生利用の方法	
取引関係	
指 定 期 限	年 月 日
指 定 の 条 件	
指定の更新、変更の状況	

(日本産業規格 A4)

一部改正(平成12年規則270号・令和元年18号)

別記第18号様式(第5条関係)

(表)

再生利用業変更指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及  
び代表者の氏名)

電話番号 ( )

再生利用業指定に係る事業の範囲を変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する  
法律施行細則第5条第5項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
再生 活用 及び 再生 輸送 の別	変 更 前	
	変 更 後	
取り 扱う 産業 廃棄 物の 種類	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

(日本産業規格 A4)

(裏)

- 注1 再生活用とは、産業廃棄物の再生利用を自ら行うために当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことをいうこと。
- 2 再生輸送とは、再生利用を行う者のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいうこと。
- 3 「取り扱う産業廃棄物の種類」欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に定める種類別に記載すること。
- 4 添付書類の用紙の寸法は、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4縦長とすること。

#### 添付書類

- 1 再生利用業指定証
  - 2 事業計画の概要を記載した書類
  - 3 取引関係を記載した書類
  - 4 生活環境保全上の対策を記載した書類
  - 5 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
  - 6 当該事業に係る取引が確実に行われることを確認できる覚書き等
  - 7 申請者が法人である場合には、その法人の定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書
  - 8 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
  - 9 申請者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し
  - 10 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記した書類
  - 11 再生活用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図
  - 12 再生活用の用に供する施設の所有権又は使用権を有することを証する書類
  - 13 再生輸送の用に供する運搬車両の自動車車検証の写し
  - 14 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
  - 15 事務所、事業場等の付近の見取り図・住宅地図の写し等  
一部改正（平成12年規則270号・13年27号・14年37号・16年100号・17年2号・令和元年18号）
- 別記第19号様式（第5条関係）

再生利用業指定変更届

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)  
(及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

再生利用業指定に係る事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
変 更 年 月 日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
変 更 事 項	住 所	
	氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	
	事務所又は事業場の所在地	
	再生利用の目的	
	再生利用の方法	
	取 引 関 係	

(日本産業規格 A4)

一部改正(平成10年規則94号・12年270号・13年27号・令和元年18号)

別記第20号様式(第5条関係)

再生利用業事業廃止（休止、再開）届

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び  
代表者の氏名）

電話番号 （ ）

再生利用業指定に係る事業を廃止（休止、再開）したので、廃棄物の処理及び清掃に  
関する法律施行細則第5条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
廃止又は再開の年月日	年 月 日
休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止若しくは休止又は 再開した事業の範囲	
廃止若しくは休止 又は再開の理由	

添付書類 再生利用業指定証（事業の全部を廃止した場合のみ）

（日本産業規格 A4）

一部改正（平成10年規則94号・12年159号・270号・令和元年18号）

別記第21号様式（第6条関係）



再生利用業指定証書換え交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

再生利用業指定証の書換え交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
書 換 え 交 付 申 請 理 由		
	変 更 前	変 更 後
変 更 事 項	住 所	
	氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
事 業 の 範 囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
再 生 利 用 の 方 法		
取 引 関 係		

添付書類 再生利用業指定証

(日本産業規格 A4)

追加(平成10年規則94号)、一部改正(平成12年規則270号・13年27号・22年17号・令和元年18号)

別記第22号様式(第7条関係)

再生利用業指定証再交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

再生利用業指定証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別
	取り扱う産業廃棄物の種類
再交付申請の理由	破 損 ・ 汚 損 ・ 亡 失
	具体的理由

添付書類 再生利用業指定証 (破損又は汚損の場合のみ)

(日本産業規格 A4)

追加 (平成10年規則94号)、一部改正 (平成12年規則270号・13年27号・令和元年18号)

別記第23号様式 (第9条関係)

産業廃棄物処理業等許可証書換え交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

産業廃棄物処理業等許可証の書換え交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 の 種 類		許可の区分	
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
書 換 え 交 付 申 請 理 由			
	変 更 前	変 更 後	
変 更 事 項	住 所		
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
	事業の範囲に関する事項		
	事業の用に供する施設の 種類、設置場所又は 処理能力		
	積替え若しくは保管を 行う場所の所在地若し しくは面積又は当該場所 における積替え若しく は保管を行う産業廃棄 物の種類若しくは積替 えのための保管上限若 しくは積み上げること ができる高さ		
	積替えの許可の有無 (有の場合は、市名及 び許可番号を併せて記 載すること。)		

注 1 「許可の種類」欄には、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業のいずれかを記載すること。

2 「許可の区分」欄には、新規許可(許可の更新を含む。)又は変更許可のいずれかを記載すること。

添付書類 産業廃棄物処理業等許可証

(日本産業規格 A4)

追加(平成10年規則94号)、一部改正(平成12年規則270号・13年27号・22年17号・令和元年18号)

別記第24号様式(第10条関係)

産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)  
(及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

産業廃棄物処理業等許可証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可の種類	
許可の区分	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
事業の範囲	
再交付申請の理由	破 損 ・ 汚 損 ・ 亡 失
	具体的理由

注 1 「許可の種類」欄には、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業のいずれかを記載すること。

2 「許可の区分」欄には、新規許可（許可の更新を含む。）又は変更許可のいずれかを記載すること。

添付書類 産業廃棄物処理業等許可証（破損又は汚損の場合のみ）

(日本産業規格 A4)

一部改正（平成10年規則94号・12年270号・13年27号・令和元年18号）

別記第25号様式（第11条関係）

産業廃棄物処理業者等事業休止（再開）届

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称）  
及び代表者の氏名

電話番号 （ ）

産業廃棄物処理業等を休止（再開）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 の 種 類	
許 可 の 区 分	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
事 業 の 範 囲	
休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再 開 年 月 日	年 月 日
休 止 又 は 再 開 した 事 業 の 範 囲	
休 止 又 は 再 開 の 理 由	

注 1 「許可の種類」欄には、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業のいずれかを記載すること。

2 「許可の区分」欄には、新規許可（許可の更新を含む。）又は変更許可のいずれかを記載すること。

（日本産業規格 A4）

一部改正（平成10年規則94号・12年270号・13年27号・令和元年18号）

別記第25号様式の2（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設において処理する  
一般廃棄物に係る届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

次の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力	
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	
他人の一般廃棄物の処理の有無	有 ・ 無
※ 事 務 処 理 欄	
<p>備考</p> <p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 産業廃棄物処理施設の処理能力の欄については、当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量を記載すること。</p> <p>3 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込みの欄については、当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合は埋立終了までの当該施設における埋立予定量を、それ以外の場合は1日当たりの処理量を記載すること。</p> <p>4 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 上記の産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5の許可証の写し</p> <p>(2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては次に掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 上記一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定による許可を受けたことを証する書類</p> <p>イ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者であることを証する書類</p> <p>ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類</p> <p>エ 政令第5条の9の認定証の写し</p> <p>オ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類</p>	

(日本産業規格A4)

追加(平成16年規則100号)、一部改正(平成23年規則24号・25年43号・28年15号・令和元年18号)

別記第25号様式の3(第15条の2関係)

産業廃棄物処理施設において処理する  
一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

一般廃棄物処理施設として設置した産業廃棄物処理施設について変更（廃止）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
		変 更 前	変 更 後
変更の 内 容	産業廃棄物処理施設の種類		
	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
	〔一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み〕		
一般廃棄物の処理の事業の廃止年月日		年 月 日	
一般廃棄物の処理の事業の廃止の理由			
※ 事 務 処 理 欄			
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 上記施設に係る法第15条の2の5の規定による届出書の受理書を添付すること。			

(日本産業規格A4)

追加(平成16年規則100号)、一部改正(平成23年規則24号・令和元年18号)

別記第25号様式の4(第15条の2関係)

産業廃棄物処理施設において処理する  
一般廃棄物に係る届出受理書

(記号) 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

北海道知事

印

年 月 日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定  
により、次の届出書を受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する 一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設の設置に係る 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
法第15条の2第4項の規定により 産業廃棄物処理施設に係る法第15条 第1項の許可に付された条件	

(日本産業規格A4)

追加(平成16年規則100号)、一部改正(平成23年規則24号・令和元年18号)

別記第25号様式の5(第15条の3関係)



欠格要件に係る届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項（第9条第7項、第14条の2第3項（第14条の5第3項）において準用する同法第7条の2第4項（第7条の2第5項）、第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項（第7条の2第5項）、第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項（第9条第7項））の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物処理施設の設置の場所	
廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当条項及び具体的事由	
該当するに至った年月日	
※事務処理欄	
<p>備考</p> <p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 「廃棄物処理施設の設置の場所」欄及び「廃棄物処理施設の種類」欄は、当該施設の設置者のみ記載すること。</p> <p>3 「許可年月日及び許可番号」欄は、一般廃棄物処理施設設置者にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の許可の年月日及び許可番号、産業廃棄物処理業者にあつては法第14条第1項又は第6項の許可の年月日及び許可番号、産業廃棄物処理施設設置者にあつては法第15条第1項の許可の年月日及び許可番号を記載すること。</p> <p>4 法第9条第7項、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第5項、法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項又は法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第7項の規定に基づき届け出る場合は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係る部分に限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要な書類を併せて提出すること。</p>	

(日本産業規格 A4)

追加（平成18年規則51号）、一部改正（平成23年規則24号・令和元年18号・2年6号）

別記第26号様式（第16条関係）

最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧請求書

年 月 日

北海道知事 様

請求者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)  
(及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

最終処分場埋立処分終了届出台帳(写し)を閲覧したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第3項の規定により、次のとおり請求します。

閲覧請求に係る 最終処分場の所 在地、設置者等	
閲覧請求に係る 最終処分場と 閲覧請求者との 関係	
閲覧の目的	

注 1 「閲覧請求に係る最終処分場の所在地、設置者等」欄には、当該最終処分場を特定できる程度の内容を記載すること。

2 「閲覧請求に係る最終処分場と閲覧請求者との関係」欄には、当該土地の所有権を有する(取得予定を含む。)等、当該最終処分場に係る具体的な関係を記載すること。

(日本産業規格 A4)

一部改正(平成10年規則94号・12年159号・270号・16年100号・18年51号・30年41号・令和元年18号)

別記第27号様式(第17条関係)

(表)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)  
(及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業場の名称				
事務所及び事業場の所在地	事務所	電話番号 ( )		
	事業場	電話番号 ( )		
廃棄物の再生に係る事業の内容				
事業の用に供する施設・設備	種類			
	数量			
	構造及び設備の概要 (面積、処理能力等)			
経理的基礎に関する資料				

(日本産業規格 A4)

(裏)

注 添付書類の用紙の寸法は、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4縦長  
とすること。

添付書類

- 1 事業場の位置を示す位置図及び事業の用に供する施設の位置を示す平面図
- 2 事業計画の概要を記載した書類
- 3 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 4 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 6 申請者の業務経歴を記載した書類
- 7 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受けている場合には、当該許可証の写し
- 8 金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）第3条の許可を受けている場合には、当該許可証の写し
- 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けている場合には、当該許可証の写し
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項に規定する産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の許可又は同法第14条の4第1項若しくは第6項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている場合には、当該許可証の写し
- 11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号に基づく再生利用の指定を受けている場合には、当該指定証の写し
- 12 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 13 申請者が法人の場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（ただし、9及び10に規定する書類のいずれかを添付する場合は、提出を省略することができる。）
- 14 申請者が個人の場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（ただし、9及び10に規定する書類のいずれかを添付する場合は、提出を省略することができる。）

北海道収入証紙欄

一部改正（平成10年規則94号・12年270号・13年27号・14年37号・16年100号・17年2号・18年51号・令和元年18号・2年6号）

別記第28号様式（第17条関係）

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)  
(及び代表者の氏名)

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証明します。

年 月 日

北海道知事

印

登録年月日	年 月 日
登録番号	
事業場の名称	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	

(日本産業規格 A4)

一部改正(平成10年規則94号・12年270号・令和元年18号)

別記第29号様式(第17条関係)

登録廃棄物再生事業者登録事項変更届

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)  
(及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

登録廃棄物再生事業者の登録事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日		年 月 日	
登 録 番 号			
変 更 年 月 日		年 月 日	
		変 更 前	変 更 後
変	住 所		
	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	事 業 場 の 名 称		
更	事 務 所 の 所 在 地	電話番号 ( )	電話番号 ( )
	事 業 場 の 所 在 地	電話番号 ( )	電話番号 ( )
事	廃棄物の再生に係る事業の内容		
	項	種 類	
		数 量	
	事業の用に供する施設・整備	構造及び設備の概要(面積、処理能力等)	

(日本産業規格 A4)

一部改正(平成10年規則94号・12年270号・13年27号・16年100号・18年51号・令和元年18号)

別記第30号様式(第17条関係)

登録廃棄物再生事業者事業場廃止（休止、再開）届

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称）  
及び代表者の氏名

電話番号 （ ）

登録廃棄物再生事業者事業場を廃止（休止、再開）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
廃止又は再開の年月日	年 月 日
休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止若しくは休止又は再開の理由	

添付書類 廃棄物再生事業者登録証明書（事業を廃止した場合のみ）

（日本産業規格 A4）

一部改正（平成10年規則94号・12年270号・13年27号・14年37号・18年51号・令和元年18号）

別記第31号様式（第18条関係）

廃棄物再生事業者登録証明書書換え交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

廃棄物再生事業者登録証明書の書換え交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第18条第1項の規定により、次のとおり申請します。

登 録 年 月 日	年 月 日	
登 録 番 号		
書 換 え 交 付 申 請 理 由		
	変 更 前	変 更 後
変 更 事 項	住 所	
	氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
	事 業 場 の 名 称	
	事 業 場 の 所 在 地	
	廃棄物の再生に係る事業の内容	

添付書類 廃棄物再生事業者登録証明書

(日本産業規格 A4)

追加(平成10年規則94号)、一部改正(平成12年規則270号・13年27号・16年100号・22年17号・令和元年18号)

別記第32号様式(第19条関係)



廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

廃棄物再生事業者登録証明書の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
再交付申請の理由	破 損 ・ 汚 損 ・ 亡 失
	具体的理由

添付書類 廃棄物再生事業者登録証明書 (破損又は汚損の場合のみ)

(日本産業規格 A4)

追加 (平成10年規則94号)、一部改正 (平成12年規則270号・13年27号・令和元年18号)

別記第32号様式の2 (第19条の2関係)

特定処理施設における事故時の措置等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代  
表者の氏名)

電話番号

特定処理施設において破損その他の事故が発生し、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

△ 特定処 理施設 の概要	特定処理施設の所在地	
	特定処理施設の種類	
	処理する廃棄物の種類	
	許可(設置)年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
	処 理 能 力	
△ 事故の 概要	発 生 日 時	
	発 生 箇 所	
	事 故 の 状 況	
措置の概要		

※事務処理欄

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、写真等を利用すること。
- 3 特定処理施設の概要について
  - (1) 特定処理施設の種類のについては、政令第24条第1号に掲げる施設にあっては許可申請書（届出書）に記載されている施設の種類の記載し、同条第2号に掲げる施設にあっては次に掲げる設備から該当するものを記載すること。  

焼却設備、熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備、 廃プラスチック類の固形燃料化設備、メタン回収設備、廃油の蒸留設備、 特管廃酸・廃アルカリの中和設備
--
  - (2) 処理する廃棄物の種類については、実際に処理するすべての廃棄物について記載すること。
  - (3) 許可（設置）年月日及び許可番号については、政令第24条第1号に掲げる施設にあっては許可（届出）年月日及び許可（届出）番号を記載し、同条第2号に掲げる施設にあっては設置年月日を記載すること。
- 4 事故の概要について  
事故の状況については、破損等の程度、汚水、気体等の飛散、流出、発散等の程度並びに処理施設の稼働及び周辺環境に及ぼす影響について具体的に記載すること。
- 5 措置の概要について  
事故の発生箇所や状況に応じて講じた応急措置の内容について、その効果並びに周辺住民及び市町村等関係機関への対応状況を含めて記載すること。
- 6 特定処理施設の処理系統図、平面図その他参考となるものを添付すること。

（日本産業規格 A4）

追加（平成18年規則51号）、一部改正（令和元年規則18号）

別記第33号様式（第20条関係）

(表)  
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（      年度）

年   月   日

北海道知事 様

報告者

住 所  
氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号 (      )      -     

\_\_\_\_年度の産業廃棄物の処分の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条第1項（同条第3項において準用する同条第1項）の規定により、次のとおり報告します。

許可等の種類	1 産業廃棄物処分業		2 特別管理産業廃棄物処分業		3 産業廃棄物処理施設設置許可			4 設置許可不要の焼却施設			
産業廃棄物・ 特別管理産業 廃棄物の種類	排 出 者 に つ い て				報 告 者 に お け る 処 分 に つ い て			中 間 処 理 残 さ の 処 分 に つ い て			
	氏 名 又 は 名 称		排 出 事 業 者 の 業 種	排 出 量 又 は 受 託 量	施 設 の 所 在 地 及 び 施 設 の 種 類			処 分 者 の 氏 名 又 は 名 称			
	自 社 物 / 他 社 物 の 別	排 出 場 所 又 は 積 込 場 所 の 市 町 村 名			処 分 方 法	再 資 源 化 量	処 分 後 量	委 託 の 有 無	処 分 量 又 は 委 託 量	処 分 方 法	

最終処分量の 残 存 容 量	安定型最終処分場	m <sup>3</sup>	管理型最終処分場	m <sup>3</sup>	遮断型最終処分場	m <sup>3</sup>
-------------------	----------	----------------	----------	----------------	----------	----------------

(日本産業規格 A4)

(裏)

- 備考 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処分した産業廃棄物の量を6月30日までに提出すること。
- 2 単位（トン又は立方メートル）を明記すること。
- 3 「許可等の種類」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 廃棄物の種類ごとに行を分けて記載すること。行が不足する場合は、適宜追加すること。
- 5 自社物とは報告者が自ら排出した産業廃棄物をいい、他社物とは報告者以外の排出事業者又は中間処理業者等から処分の委託を受けた産業廃棄物をいうこと。
- 6 「排出事業者の業種」の欄には、日本標準産業分類の大分類から主なものを一つ選択して記載すること。
- 7 種類ごとの「排出量又は受託量」が不明の場合は、「混合物（紙くず、木くず）」、「混合物（安定型）」等、混合物と記載するとともに、これに含まれる廃棄物の種類を括弧内に明記すること。
- 8 「再資源化量」の欄には、処分に伴い回収した有価物の量及び肥料又は燃料（RPF等）とする等資源化した廃棄物の量（販売又は自ら利用したもの等の量）を記載すること。
- なお、脱水処理等を経た汚泥が減量化された場合等、再資源化量及び処分後量の合計は排出量又は受託量と等しくならない場合もあり得ること。
- 9 最終処分場の設置者は、当該年度の処分実績の有無にかかわらず、3月31日現在の残存容量を記載すること。
- 10 産業廃棄物の処理施設の処分実績については、処理施設で処分した量を別紙に記入し添付すること。

(別紙)

産業廃棄物の処理施設等における処分実績

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理施設の種類	発生場所 (市町村名)	処分した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類及び年間処理量						合計
		A	A	A	A	A	A	
合	計							

- 備考 1 処分した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。
- 2 単位(トン又は立方メートル)を明記すること。
- 3 設置許可の不要な施設で処分した場合は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理施設の種類」の欄に「許可不要施設」と記載すること。

(日本産業規格 A4)

全部改正(令和2年規則60号)

別記第34号様式(第20条関係)

特別管理産業廃棄物管理責任者  
設置（変更・廃止）報告書

年 月 日

北海道知事 様

報告者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（変更・廃止）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地名	電話番号（ ） 業 種
特別管理産業廃棄物の種類	
（ふりがな） 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名	職名 氏名
特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（○印を付すこと。）	省令第8条の17 ・第1号（イ、ロ、ハ） ・第2号（イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ） の規定による
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、変更又は廃止の年月日及びその理由	年 月 日 （理由）
※事務処理欄 （記入しないこと。）	

（日本産業規格 A4）

追加（平成13年規則27号）、一部改正（平成22年規則17号・令和元年18号）

別記第35号様式（第20条関係）

北海道知事 様

報告者

住 所  
氏 名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号（ ） —

年度の一般廃棄物の処分の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条第3項の規定により、次のとおり報告します。

産業廃棄物処理施設の設置場所		産業廃棄物処理施設の種類							
施設設置許可の年月日		施設設置許可番号							
一般廃棄物の種類	委託者（排出事業者、一般廃棄物処分業者又は市町村）			処 分			処分後の廃棄物等		
	一般廃棄物 処分業 許可番号	氏 名 又 は 名 称	受 託 量	処分方法	処分量	処分後量	取扱方法	売却先又 は委託先	売却量又 は委託量

- 備考 1 この様式は、前年4月1日から3月31日までに処理した一般廃棄物の量を6月30日までに提出すること。単位は、トン又は立方メートルとすること。
- 2 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合、一般廃棄物処分業者が処理した物の委託を受ける場合又は市町村から委託を受ける場合があること。  
なお、処分業者からの委託である場合は、その空欄に（処）と記載すること。
- 3 処分後の廃棄物等の取扱方法については、有償売却、中間処理委託又は最終処分委託と記載し、それぞれ売却先又は委託先及び売却量又は委託量を記載すること。
- 4 上記産業廃棄物処理施設における産業廃棄物の処分実績については、別記第33号様式により、別途報告すること。  
*追加（平成16年規則100号）、一部改正（平成22年規則17号・令和2年60号）*